

『ケーブルテレビの現状について』

平成 1 8 年 4 月

総務省 情報通信政策局
地 域 放 送 課

目 次

I ケーブルテレビの概況

II ケーブルテレビに関する制度

III ケーブルテレビを取り巻く昨今の環境変化

- (1) 競争の激化
- (2) 地上放送のデジタル化
- (3) 国のICT戦略
- (4) 市町村合併の進展

IV ケーブルテレビ事業者の動向

- (1) 地上デジタル放送への対応
- (2) ケーブルテレビ施設の高度化
- (3) 事業者連携の進展
- (4) 地域や自治体との連携
- (5) 区域外再送信

V 総務省における最近の取組

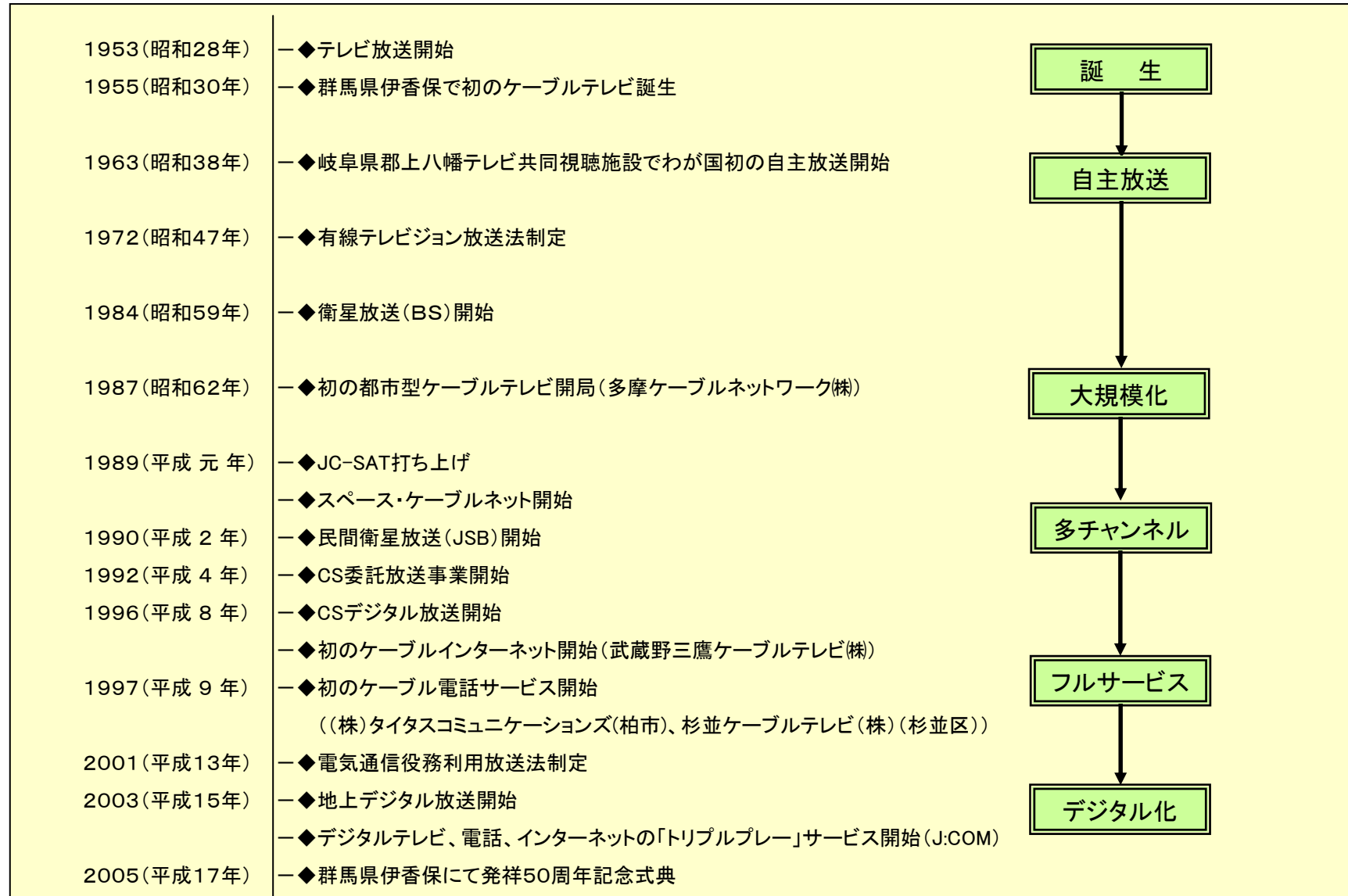
- (1) 技術革新への政策的対応
- (2) 各種支援制度
- (3) 個人情報保護への対応

1 ケーブルテレビの概況

ケーブルテレビの変遷



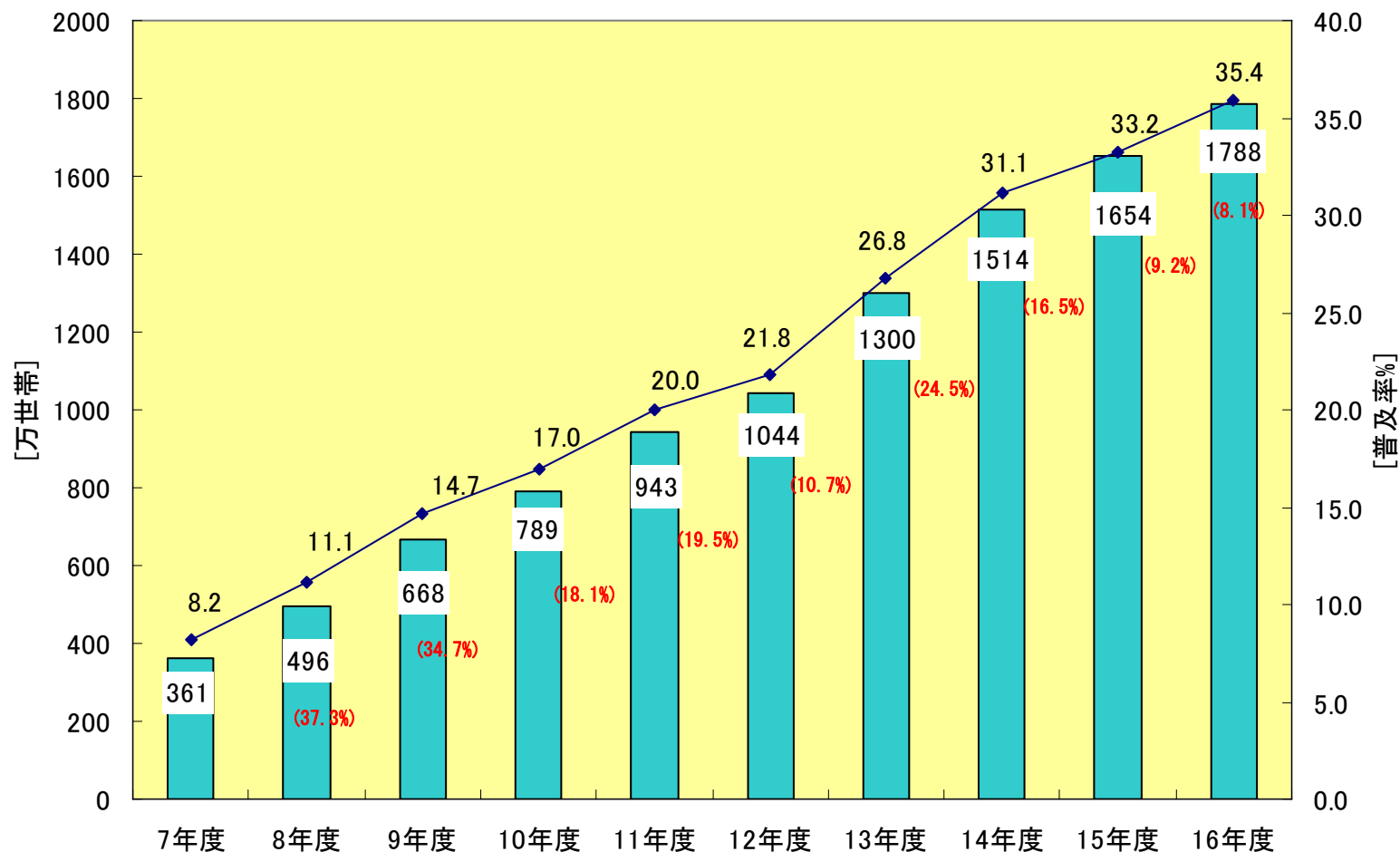
我が国のケーブルテレビは、発足から50年。多チャンネル放送、地域の自主放送に加え、インターネットサービス、IP電話をはじめとした新しいサービスを提供する事業者も登場。



ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移



ケーブルテレビ加入世帯数は年々増加。平成17(2005)年3月末には1,788万世帯、普及率は35.4%となった(自主放送を行う許可施設)。



※1 ()内は加入世帯数の対前年度増加率。

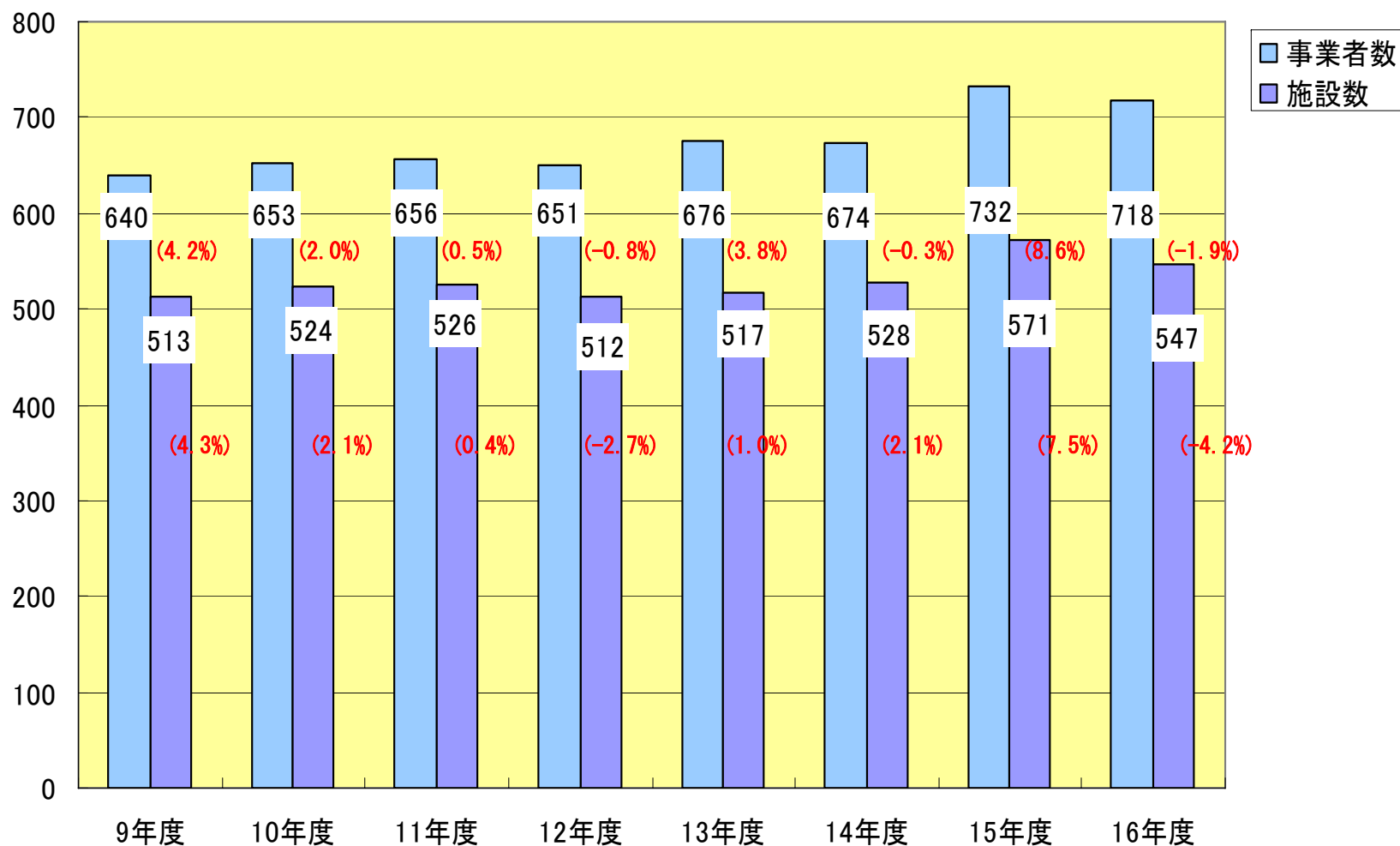
※2 普及率は、各年度末の住民基本台帳世帯数から算出。

※3 10年度以前のデータは都市型ケーブルテレビについてのもの。

自主放送を行う許可施設数・許可施設事業者数の推移



平成17年3月末で、許可を受けた施設数及び事業者数は、それぞれ718施設、547事業者。



※1 年度内の数値。赤字は対前年度増加率。

※2 許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。

※3 10年度以前のデータは都市型ケーブルテレビについてのもの。

共同受信(共聴)施設の概要



○都市受信障害対策施設

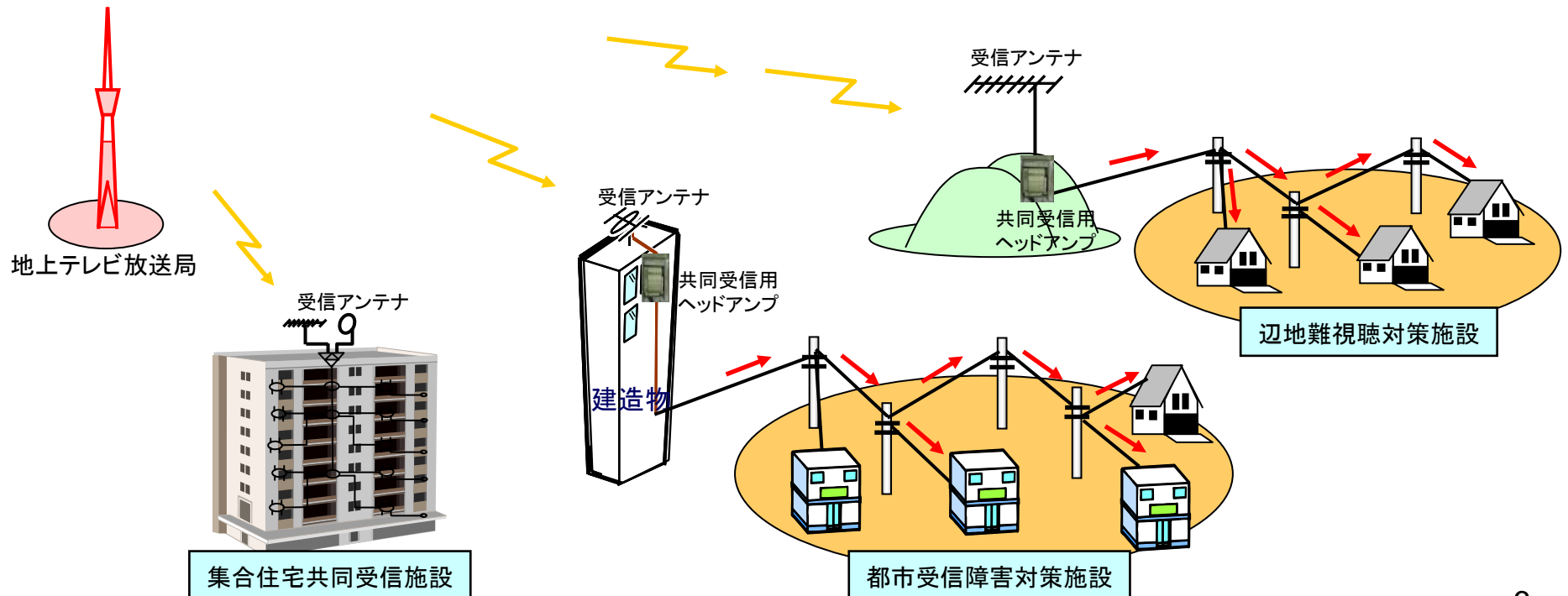
ビル等の建造物で放送電波が遮られて受信障害が発生している地域に障害対策として設置された共同受信施設

○辺地難視聴対策施設

放送電波が山や丘陵によって遮られ受信画質が劣化している地域に対し、難視聴解消対策として設置された共同受信施設

○集合住宅共同受信施設

マンション等で放送電波を受信するため共同アンテナを屋上に建て、各室に放送電波を分配するため設置された共同受信施設

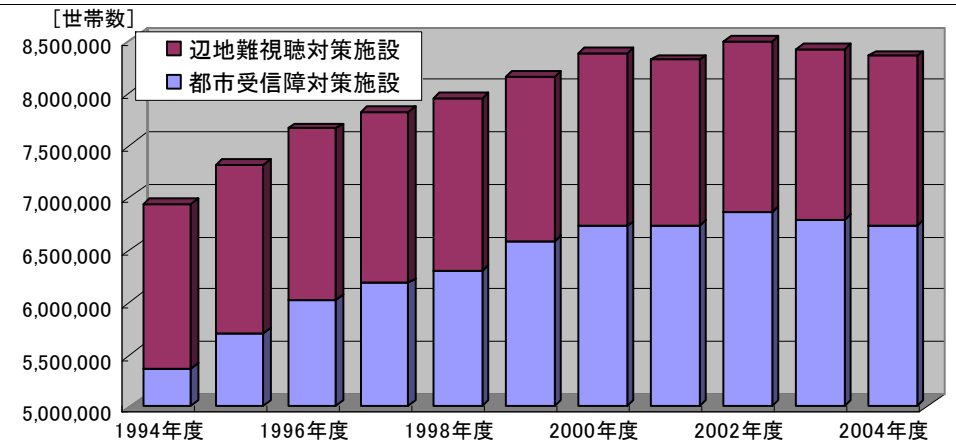
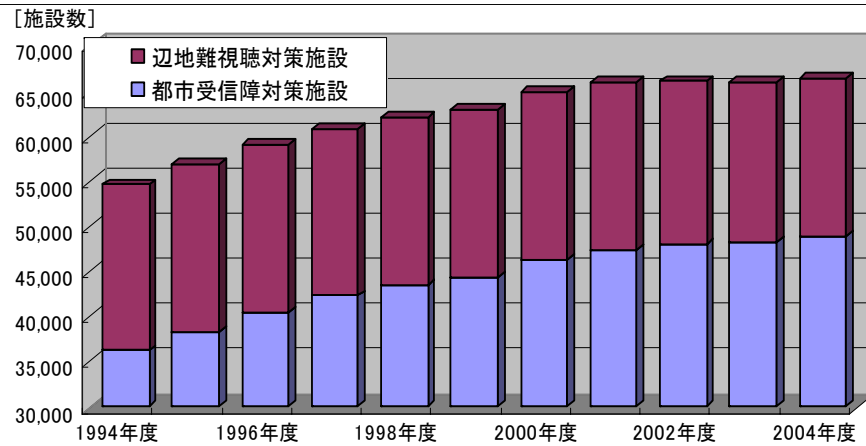


共同受信(共聴)施設数・世帯数の推移



年度		1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
施設数	都市受信障害対策施設	36,163	38,299	40,382	42,220	43,416	44,330	46,206	47,321	47,882	48,182	48,727
	辺地難視聴対策施設	18,375	18,455	18,529	18,564	18,571	18,586	18,570	18,530	18,124	17,718	17,507
	合計	54,538	56,754	58,911	60,784	61,987	62,889	64,776	65,851	66,006	65,900	66,234
世帯数	都市受信障害対策施設	5,364,681	5,697,694	6,018,751	6,171,460	6,289,827	6,570,832	6,712,573	6,726,832	6,856,220	6,780,408	6,724,636
	辺地難視聴対策施設	1,564,385	1,603,466	1,627,196	1,635,039	1,641,569	1,568,184	1,650,329	1,573,550	1,623,144	1,621,453	1,612,800
	合計	6,929,066	7,301,160	7,645,947	7,806,499	7,931,369	8,139,016	8,362,902	8,300,382	8,479,364	8,401,861	8,337,436

注: 集計数は各年度末時点



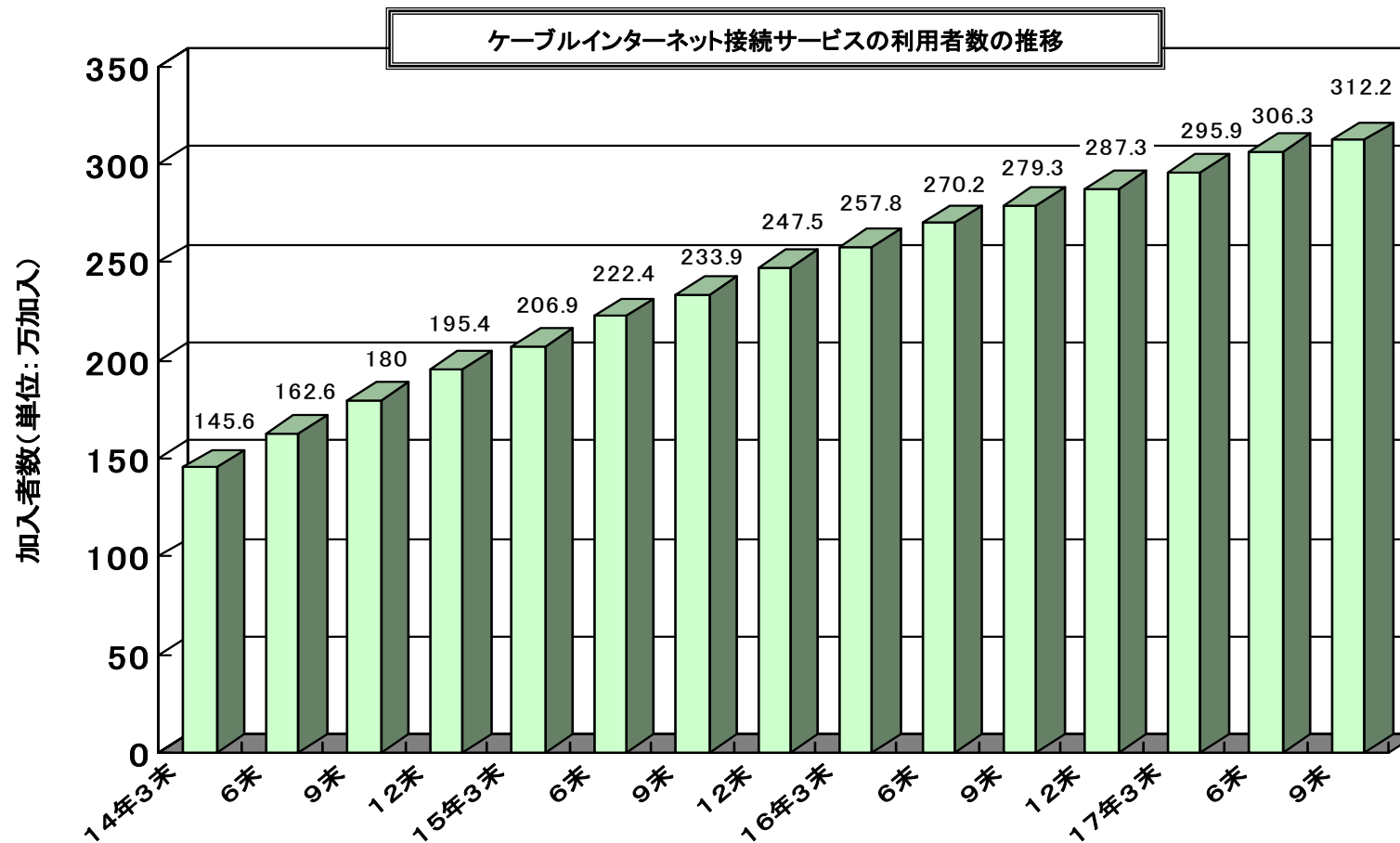
[施設数]

[世帯数]

ケーブルテレビ事業者による通信サービスの状況



- ケーブルインターネットを提供している事業者は380社。利用者数は順調に増加し、312.2万世帯が加入。(平成17年9月末現在)
- 〔○ IP電話サービスを提供している事業者は91社。(平成17年12月末現在)〕



ケーブルテレビ事業者の経営状況



ケーブルテレビ事業者の経営状況は、堅調に推移。平成16年度は、前年に引き続き黒字となった。310社中251社(80.9%)が単年度黒字となり、経営は改善の傾向。

(金額単位 百万円 : 前年比単位 %)

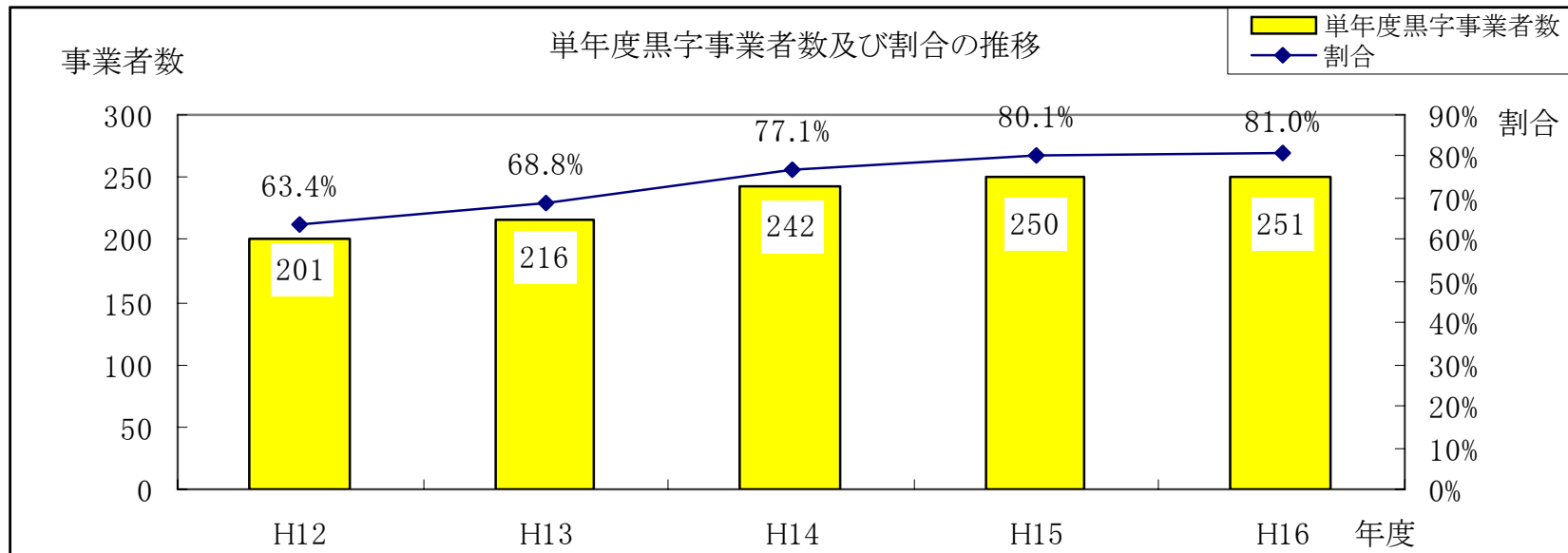
事業の別	区分	事業社数	営業収益 〔前年度比〕	営業費用 〔前年度比〕	営業損益 〔前年度比〕	経常損益 〔前年度比〕	当期損益 〔前年度比〕
全事業の総額		310	506,120 〔105.3〕	446,423 〔100.7〕	59,698 〔159.2〕	44,236 〔176.9〕	26,978 〔235.5〕
	うちケーブルテレビ事業	(312)	353,258 〔106.1〕	324,449 〔106.1〕	28,808 〔105.7〕		

注1 平成15年度以前に開局した有線テレビジョン放送事業者の営業報告書等により、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。

注2 対象は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人310社

(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

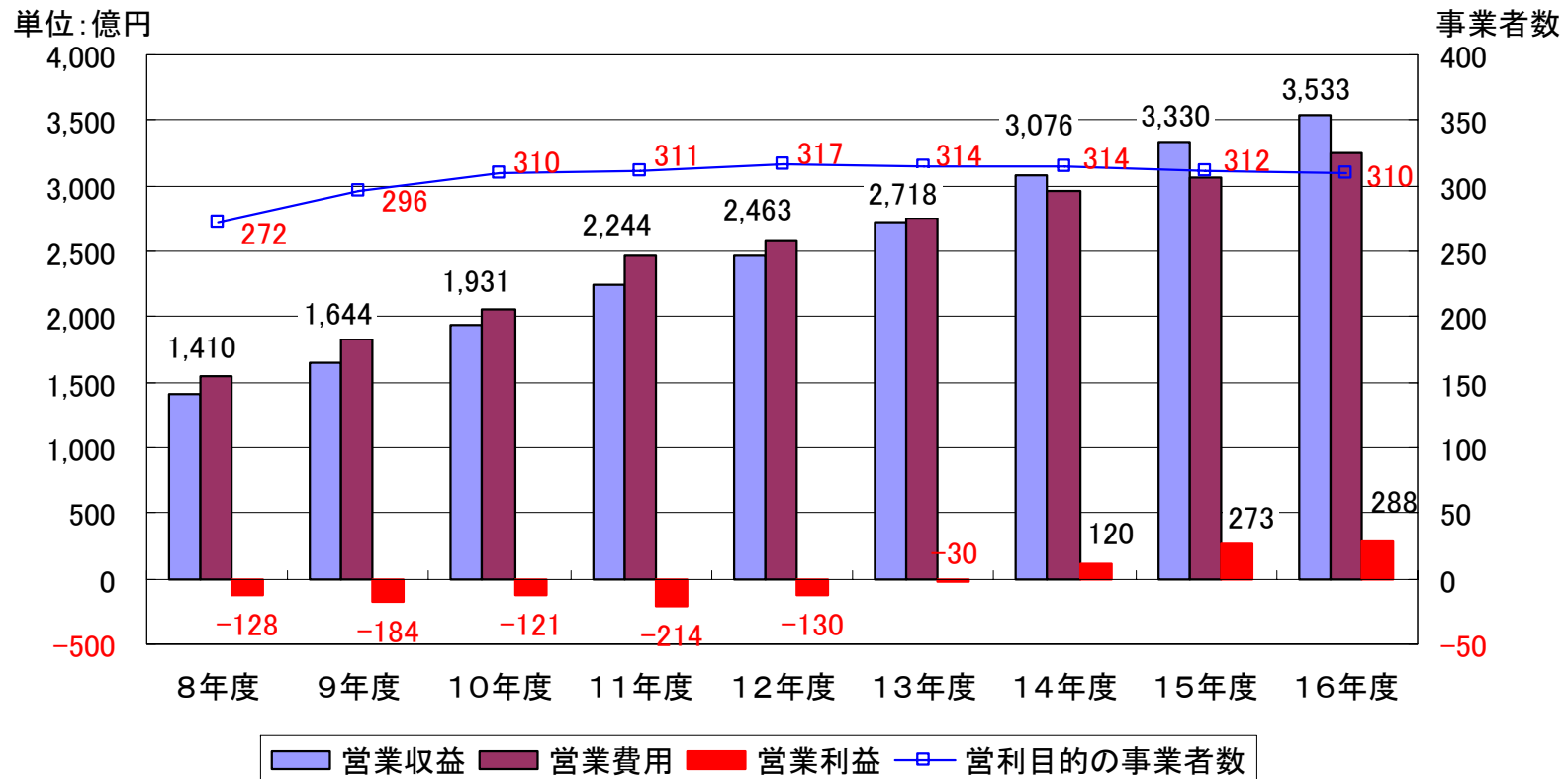
注3 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。



ケーブルテレビ事業の収支状況の推移



ケーブルテレビ事業のみの収支状況は平成14年度から黒字に転換。



注 対象は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人310社
 (許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

過去5年間の経営状況



過去5年間のケーブルテレビ事業者の経営状況の推移を見ると、

- ・ 単年度黒字の事業者数及びその全体に占める割合は増加の傾向
- ・ 累積黒字の事業者数及びその全体に占める割合も増加
- ・ 単年度赤字・累積赤字事業者の比率は徐々に減少、一方で単年度黒字・累積黒字事業者の比率は堅調に増加

【ケーブルテレビ事業者全体の全事業の経営状況の推移】

区分 [事業者数]	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
単赤・累赤	113	97	70	57	58
割合	35.6%	30.9%	22.3%	18.3%	18.7%
単赤・累黒	3	1	2	5	1
割合	0.9%	0.3%	0.6%	1.6%	0.3%
単黒・累赤	120	128	144	143	125
割合	37.9%	40.8%	45.9%	45.8%	40.3%
単黒・累黒	81	88	98	107	126
割合	25.6%	28.0%	31.2%	34.3%	40.6%
計	317	314	314	312	310

注 対象は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人310社
(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

II ケーブルテレビに関する制度

ケーブルテレビに関する法律一覧



	テレビジョン放送		ラジオ放送
	自ら施設を設置する場合	他者の施設を利用する場合	
業務側の規律	<p>有線テレビジョン放送法</p> <p>*1</p>	<p>電気通信役務利用放送法</p> <p>*2</p>	<p>有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律</p>
施設側の規律		<p>*3</p>	
		<p>電気通信事業法</p> <p>*4</p>	
	有線電気通信法		

- *1 引込端子数が500端子以下の施設の場合、施設側の規律について、有線テレビジョン法の適用を受けず、有線電気通信法のみ規律の適用を受ける。
- *2 他者の有線テレビジョン放送施設を利用して有線テレビジョン放送業務を行う者は、有線テレビジョン放送法に規定する業務側の規律のみ適用を受ける。
- *3 施設を*2の者に提供している者は、自ら業務を行う場合と同様に、施設側の規律について、有線テレビジョン放送法及び有線電気通信法の規律の適用を受ける。
- *4 自ら施設を設置している部分については、参入(登録)の際の確認の対象となる。また、自社設備だけでなく提供を受けている他者の設備についても、技術基準適合義務の対象となる。

有線テレビジョン放送法の概要



1 法の概要

- 有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正なものとし、受信者の保護、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ること等を目的として、昭和47年に制定、昭和48年1月から施行されたもの。
- 一定規模を超える有線テレビジョン放送施設(*1)を設置して、有線テレビジョン放送を行おうとする場合、施設の設置について総務大臣の許可を必要とし、設備側について規律するとともに、有線テレビジョン放送業務を行おうとする場合、総務大臣への届出を必要とし、別途、業務側について規律。
- なお、有線テレビジョン放送施設を設置する者は、同時に有線テレビジョン放送業務を行う者であることが予定されているが、自ら施設を設置することなく、他の有線テレビジョン放送施設設置者の施設を利用して、業務の届出のみで有線テレビジョン放送を行うこと（チャンネルリース）も認められているところ。（ソフト／ハード一致型が原則であるが、有線テレビジョン放送施設を利用する範囲内で分離型も認められている。）

2 具体的な規律

【施設側の規律】

- ・施設の設置・変更には総務大臣の許可（*2）
（注）許可の基準
 - 1) 施設計画の合理性・実施確実性
 - 2) 技術基準への適合性
 - 3) 経理的・技術的能力
 - 4) 自然的社会的文化的諸事情に照らした必要性・適切性
- ・有線テレビジョン放送のために設けられた技術基準への適合義務
- ・チャンネルリースを求められた際の提供義務 等

【業務側の規律】

- ・業務を行う場合には総務大臣へ届出
- ・テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたる地域で有線テレビジョン放送を行う有線テレビジョン放送施設者に対し、当該放送の再送信を義務付け（*3）
- ・放送事業者の放送を再送信する場合には、当該放送事業者の同意が必要。それに関して大臣裁定制度を整備
- ・業務区域内での役務提供義務
- ・番組準則、放送番組審議機関等放送法の関連規定を準用等

*1 引込端子数が500端子を超える施設。なお、500端子以下の場合には、施設面について、有線電気通信法のみ規律の適用を受ける。

*2 施設計画、使用する周波数、施設の概要を変更する場合にも許可を要する。その他の事項及び軽微な事項と認められている施設の概要を変更する場合には届出を要する。

*3 これまで義務付けされた例なし。

電気通信役務利用放送事業者（有線）の登録状況



- 電気通信役務利用放送法は、平成14年1月から施行されており、平成17年12月末現在で16事業者が、有線役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者として登録。
- 従来のケーブルテレビの方式を用い、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用している事業者(12事業者)の他、IPマルチキャスト方式を用い、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用して、全国規模で事業を展開する事業者(4事業者)が存在。

◇電気通信役務利用放送事業者(有線)の登録状況

会社名	登録日	方式	業務区域	参入
東京ベイネットワーク株式会社	H14.9.20	従来方式	東京都江東区等	
株式会社テレビ津山	H15.9.1	従来方式	岡山県津山市等	
株式会社メディアリンク	H15.10.29	従来方式	山口県周南市等	
株式会社ケイ・キャット	H15.11.18	従来方式	近畿地方一帯	
株式会社愛媛シーエーティヴィ	H15.12.26	従来方式	愛媛県松山市等	
株式会社オプティキャスト	H16.2.25	従来方式	東京都23区、大阪府大阪市等	※
株式会社ケーブルテレビジョン東京	H16.3.24	従来方式	東京都港区等	
株式会社タウンテレビ南横浜	H16.8.25	従来方式	神奈川県横浜市金沢区等	
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	H17.5.31	従来方式	大阪府大阪市、兵庫県尼崎市等	
東京ケーブルネットワーク株式会社	H17.6.15	従来方式	東京都文京区等	
株式会社STNet	H17.8.5	従来方式	徳島県徳島市等	※
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	H17.9.26	従来方式	奈良県奈良市、京都府宇治市等	
ビー・ビー・ケーブル株式会社	H14.7.24	IPマルチキャスト方式	全国	※
KDDI株式会社	H15.10.3	IPマルチキャスト方式	山口県、沖縄県以外の全国	※
株式会社オンラインティーヴィ	H16.6.30	IPマルチキャスト方式	全国	※
株式会社アイキャスト	H17.5.25	IPマルチキャスト方式	全国	※

注:参入欄の※は、新規参入事業者を指すもの。それ以外は、有線テレビジョン放送事業者からの移行事業者を指すもの。

最近の制度改正(平成5年以降)



①有線テレビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和

- ・地元事業者要件(地元で活動の基盤を有すること)の廃止により、事業者が広域的に事業展開を行うことを全面的に可能とするよう措置。(平成5年12月)

②外資規制等の緩和・撤廃

- ・外資規制について5分の1未満から、3分の1未満に緩和。(平成5年12月)
- ・外国人役員について、代表権を有せず、かつ、3分の1未満は可。(平成9年1月)
- ・第一種電気通信事業を兼営するケーブルテレビの外資規制を撤廃。(平成10年2月)
- ・すべてのケーブルテレビの外資規制及び外国人役員規制を撤廃。(平成11年6月)

③有線テレビジョン放送施設の設置許可等の申請書等の簡素化等

- ・設置許可等に係る手続きの簡素化。(平成5年12月、平成6年12月、平成10年4月)
- ・審査基準の明確化、標準処理期間の設定等。(平成6年10月)
- ・標準処理期間の短縮等。(平成15年1月)

④複数事業計画者間における一本化調整指導の廃止(平成6年9月)

⑤ヘッドエンド共用の実現(平成9年12月)

⑥ケーブルテレビ補完型無線システムの実用化(平成10年9月)

- ・ケーブル敷設が事実上不可能な場合に、ケーブルテレビ局がネットワーク構築の補完的な手段として、基地局から各加入者までの伝送に無線システムを利用することを可能化。

⑦合併・分割等の場合の手続きの簡素化(平成11年6月、平成13年4月)

- ・地位の承継規定を整備し、事業者が合併・分割等があった場合の手続きを簡素化した。

⑧電気通信事業者が提供する電気通信設備等の電気通信役務の利用

- ・公正有効競争の確保を前提として、ケーブルテレビ事業者による電気通信事業者の加入者系光ファイバ網(FTTH)の利用を可能化。(平成10年6月)
- ・電気通信事業者の電気通信役務を利用した有線役務利用放送を制度化。(平成14年1月)

⑨FTTHを用いた有線テレビジョン放送施設に関する規定を整備(平成17年12月)

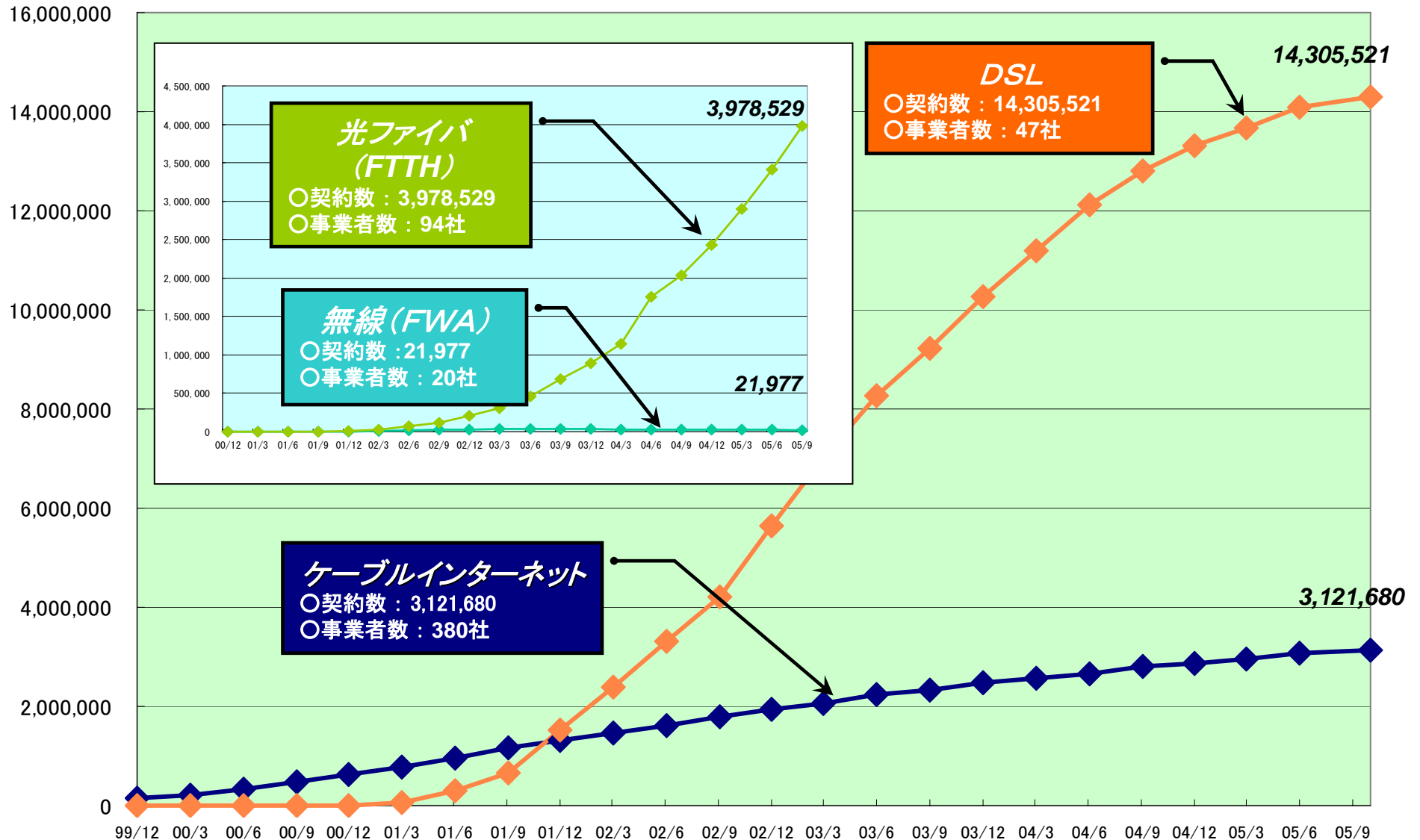
Ⅲ ケーブルテレビを取り巻く 昨今の環境変化

(1) 競争の激化

ブロードバンドインターネット契約数の推移(平成17年9月末現在)



初期はケーブルインターネットがブロードバンドを牽引。その後DSLが普及し、最近ではFTTHの伸びが顕著に。



注)平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計。

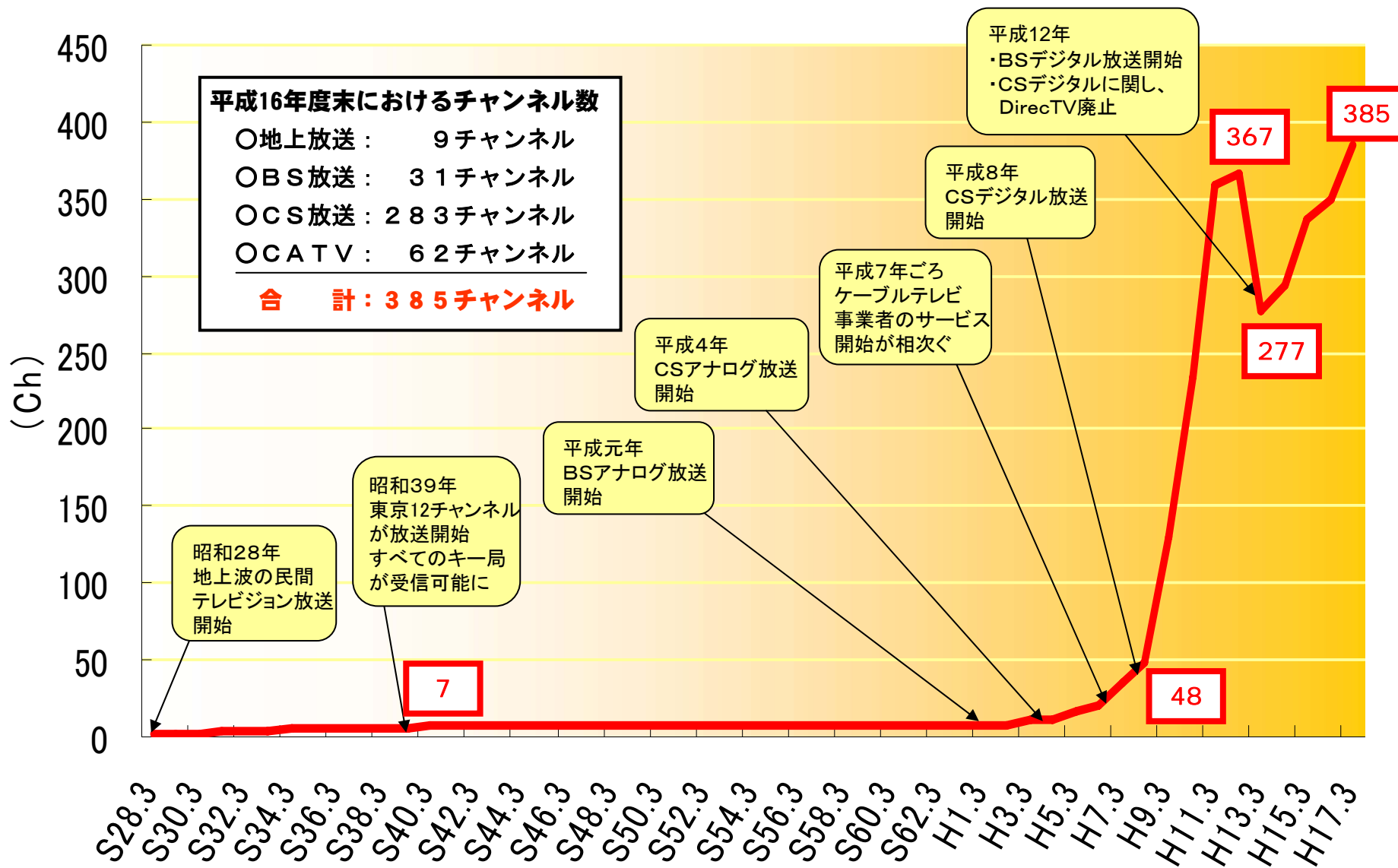
ブロードバンドサービス比較



	通信速度 (※)	特徴
ケーブルインターネット	最大30Mbps	<p>[実効速度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘッドエンドから利用者間の距離（伝送路長）による通信速度への影響はない。 ・概ね数百世帯程度のセルの中の加入者でシェアするため、ユーザの利用状況によって、実効通信速度が低下。 <p>[工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既にケーブルテレビに加入している場合には、加入者宅側での工事は必要無い。
ADSL	最大40Mbps	<p>[実効速度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話局と加入者宅までの距離に実行速度は大きく依存し、2km地点での伝送速度は数Mbpsまで低下。 ・1回線につき1ユーザの構成。 <p>[工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話回線があれば、加入者宅側で工事は無し。
FTTH	最大100Mbps	<p>[実効速度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上り・下りの速度が対象であり、双方向で高速・広帯域通信が可能。 ・1本の光ファイバ（100Mbps）を分岐（32分岐など）し、複数のユーザにサービス提供するため、回線シェアに係わる速度低下が発生することがある。 ・集合住宅の場合には、加入者で回線をシェアすることにより、加入者宅において数十Mbps程度になる場合もある。 <p>[工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築マンション等においては、既に光ファイバが敷設されている場合もあるが、そうでない場合は加入者宅での配線工事が必要。

※ 事業者がサービス提供している代表的なもの。

放送サービスにおける多チャンネル化の状況



注1: 地上波については、東京都で受信可能なテレビジョン放送のチャンネル数
 注2: BS、CSについては、標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送を足し上げて算出
 注3: ケーブルテレビについては、東京都の主要なケーブルテレビ事業者によって提供されているチャンネル数の平均
 注4: 重複しているチャンネルがある

IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態



- 電気通信役務利用放送法の施行後、同法の登録を受けて、IPマルチキャスト方式(※)による放送サービスが4事業者により提供。
- 全国規模で事業を展開し、多チャンネルの放送サービスの他、VODサービス等も提供。
- 上記事業者のIPマルチキャスト方式による映像コンテンツ配信は、電気通信役務利用放送法上は、電気通信役務利用放送として取り扱われている。著作権法上は、ブロードバンドサービス等を用いて受信者がコンテンツの提供を求めることにより初めて自動的に送信されるものについては、放送には当たらず、自動公衆送信に該当するとしている。

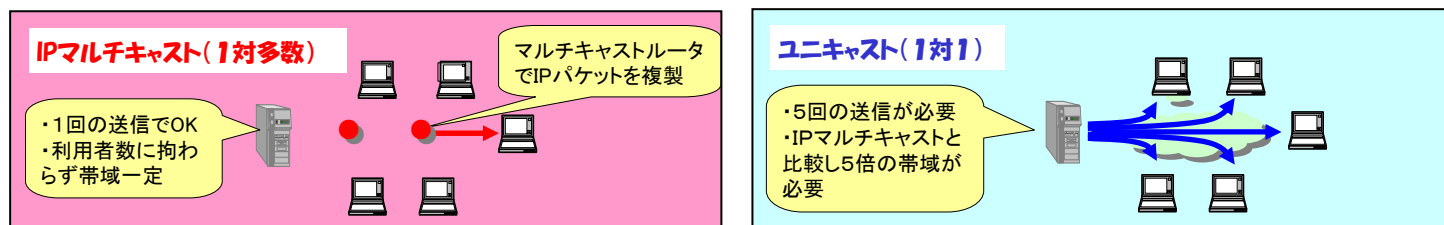
◇サービスの概要

サービス名	事業者名	サービス開始時期	サービス内容
BBTV	ビーズビーケーブル(株)	H15. 3	ベーシック34ch、無料4ch、アラカルト3ch、 (VODサービス(5000タイトル以上)も提供)
光プラスTV	KDDI(株)	H15. 12	ベーシック25ch、オプション5ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
4 th MEDIA	(株)オンラインティーヴィ	H16. 7	基本25ch、オプション18ch (VODサービス(4000タイトル以上)、カラオケ(7500曲以上)も提供)
オンデマンドTV	(株)アイキャスト	H17. 6	ベーシック21ch、 (VODサービス(3000タイトル以上)も提供)

※ IPマルチキャストについて

IPマルチキャストとは、ネットワーク上に配置されたIPマルチキャスト対応ルータにおいてコンテンツ(IPパケット)を複製しながら、指定された複数の利用者に対してコンテンツを配信する技術

【例えば 端末5台に配信する場合】



ブロードバンドネット映像配信事業への進出状況



	提供主体	名称	放送	回線提供	提供形態	サービス概要	主なメディア関係企業との出資・連携等状況
NTT系	NTTコミュニケーションズ	OCNシアター		NTTコミュニケーションズ	CoDen光の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	VOD (100タイトル見放題)	
	アイキャスト	オンデマンドTV	○	NTT東西 (オンデマンドTV)	フレッツ光プレミアム、Bフレッツの契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (21ch)、VOD (約3000本)	・伊藤忠商事が100%出資。
	ワラインティヴィ	4th MEDIA	○	NTT東西 (ぶららネットワークス)	Bフレッツを足回りとするISP (plala等) 契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (50ch以上)、VOD (4~5000本)	・(株)ジュピターTV、(株)東北新社、(株)日本経済新聞社がワラインティヴィの主な出資者。
NCC系	KDDI	光プラスTV	○	KDDI、NTT東西、東京電力	光プラスネットDION又は光ネット電話の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (30ch)、VOD (約4500本)	(株)ジャパンケーブルネットホールディングスの株式を5割弱、取得予定。
	ピー・ピー・ケーブル	BBTV	○	BBテクノロジー	Yahoo! BB光等の契約者を対象にインターネット接続サービスや電話サービスとセットで提供	多チャンネル放送 (41ch)、VOD (約5000本)	ソフトバンクBBが100%出資。
	TVバンク	TVバンク		限定なし	全インターネットユーザを対象に無料で提供	VOD	ソフトバンク
有線放送系	キャストィ	casTY		TEPCO光 (東京電力)	「TEPCOひかり」ユーザーを対象に映像コンテンツを無料で提供	VOD等	・吉本興業(株)、東京電力(株)が出資
	USEN	GyaO		限定なし	全インターネットユーザを対象に無料で提供	VOD	・ギャガ・コミュニケーション ・エイベックス・グループへ出資 ・映像配信でスカイパーフェクト・コミュニケーションズと連携
CATV系	ケイ・キャット	eo光テレビ	○	ケイ・オプティコム (関西電力)	自社HFC網及びケイ・オプティコムの光ファイバを利用して有線役員利用放送、インターネット接続サービス及び電話サービスを提供	多チャンネル放送 (最大約120ch)	関西電力、京阪電鉄、ケイ・オプティコムなどが出資。
	JCOM各社	J:COM TV	○	JCOM	・ケーブルテレビサービスとして単独で提供 ・J:COM NET (インターネット接続サービス) や J:COMPHONE (電話サービス) も合わせて提供	多チャンネル放送 (81ch以上)、VOD(約3500本)	・スミショウ/エルエムアイ・スーパー・メディア・エルエルシー、ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニーなどが出資。
放送事業者系	フジテレビ	フジテレビ on Demand		大手ISP等の提携した配信事業者	大手ISPユーザー、STBユーザーを対象に、フジテレビ番組、映像コンテンツを提供	VOD	・東宝がフジテレビへ出資 ・WOWOW、スカイパーフェクトコミュニケーションズへ出資
	日本テレビ	第2日本テレビ		限定なし	全インターネットユーザーを対象に、日本テレビの過去の番組を中心に提供。	VOD	・スカイパーフェクトコミュニケーションズへ出資
	TBS	TBS BooBo BOX		大手ISP等の提携した配信事業者	大手ISPユーザー、STBユーザーを対象にTBSグループのテレビ番組や映像コンテンツを提供。	VOD	・USENとブロードバンド放送でのライブ中継で提携 ・WOWOWへ出資。

※各社HP等より総務省作成

トリプルプレイサービスの現状について



サービス名	電話サービス	インターネット 接続サービス	映像配信サービス	3サービス込みの 基本料金 ※1
ぷらら光 トリプルパック ※ ぷららネットワークス	ぷららフォンfor フレッツ間無料 国内8.4円 (3分間) ※ ぷららネットワークス提供	最大100Mbps ※ ぷららネットワークス提供	多チャンネル放送 (50ch以上)、VOD (4-5000本) ※ オンラインティーヴィ (4thMEDIA) 提供	9,849円 (一戸建) 7,066円 (マンション)
フレッツ光プレミアム※2 (NTT西+OCN+オンデマンドTV) ※ NTT西	ドットフォン間無料 国内8.4円 (3分) ※ OCN提供	最大100Mbps ※ OCN提供	多チャンネル放送 (21Ch、CS番組) VOD (約3,000本) ※ アイキャスト (多チャンネル放送)、オンデマ ンドTV(VOD)提供	8,683円 (一戸建) 7,024円 (集合住宅)
OCN 光 with フレッツ ※ OCN(NTTコミュニケーションズ)	ドットフォン間無料 国内8.4円 (3分) ※ OCN提供	最大100Mbps ※ OCN提供	VOD (100タイトル見放題) ※ OCN提供	8,694円 (一戸建) 6,174円 (集合住宅)
KDDI 光プラス ※ KDDI	光プラス間等無料 国内8.4円 (3分) ※ KDDI 提供	最大1Gbps ※ KDDI (DION) 提供	多チャンネル放送 (30Ch、CS番組) VOD (約4,500本)、通信カラオケ ※ KDDI 提供	9,555円 (一戸建) 7,245円 (マンション) (KDDIまとめて割引適用時)
ケーブルプラス ※ KDDI + 連携CATV会社	県内8.4円 (3分) 県外15.75円/3分 ※ KDDI 提供	各CATV会社のサービスによる 参考: 最大100~20Mbps ※ 連携CATV会社提供	各CATV会社のサービスによる 参考: 多チャンネル放送(100Ch、地上・BS・CS) など ※ 連携CATV会社提供	各CATV会社により料金は異なる が、JCN千葉の場合、 9,496円
Yahoo BB光 TV package ※ソフトバンクグループ	BBフォン間無料 国内7.875円 (3分) ※ YAHOO BB提供	最大100Mbps ※ YAHOO BB提供	多チャンネル放送 (41Ch、CS番組) VOD (約5,000本) ※ ビー・ビー・ケーブル提供	7,234円 (一戸建) 4,189円 (集合住宅)
J:COM ※ ジェイコム東京	市内8.3円 (3分) J:COM Phone間 5.3円 (3分) ※ ジェイコム東京提供	最大30Mbps ※ ジェイコム東京提供	CATV多チャンネル放送 (81Ch、地上・BS・CS番 組)、VOD (約3,500本) ※ ジェイコム東京提供	11,350円

※1 テレビ放送にベーシック多チャンネル放送プランを選んだ場合の料金を基本としていますが、各サービス内容が異なるため、一概に金額の比較はできない。

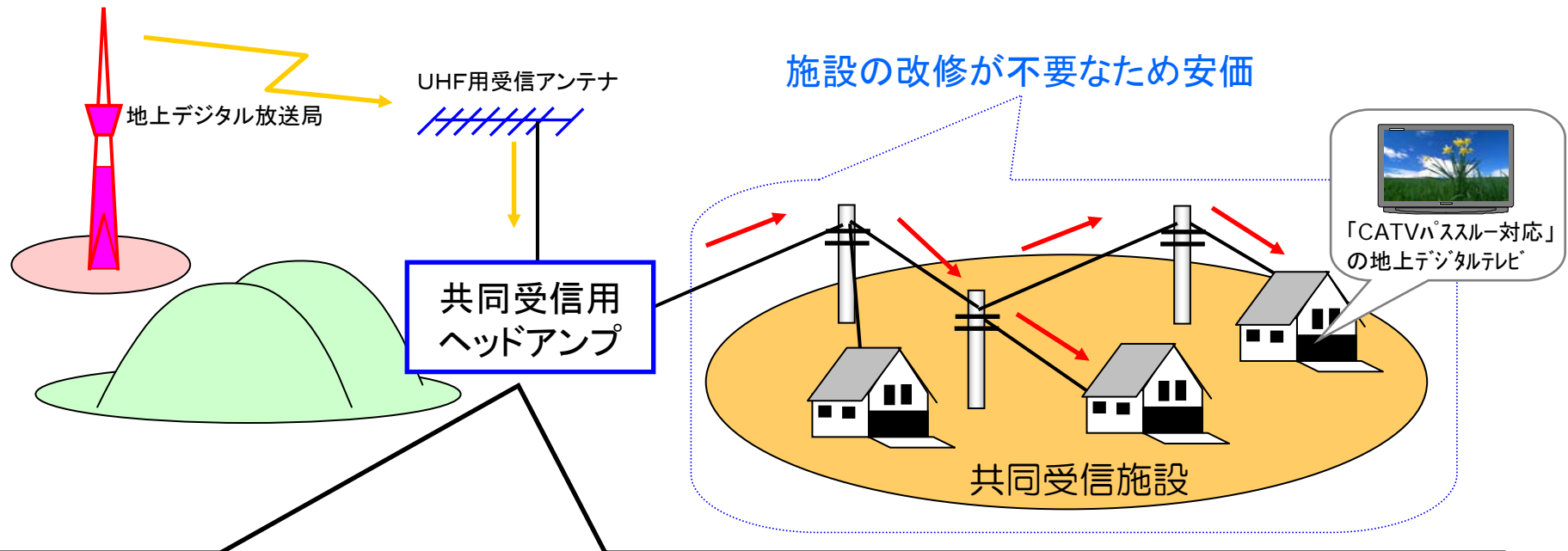
※各社HP等より総務省作成

※2 フレッツ光プレミアムについては、インターネット接続サービス、映像配信サービスについては、他のサービス提供会社を選択可能。

②共同受信施設の地上デジタル化への対応



～対応例:地上デジタル放送の周波数変換方式による伝送～



IV ケーブルテレビ事業者の動向

(2) ケーブルテレビ施設の高度化

ケーブルテレビ事業者の光化・広帯域化の現状



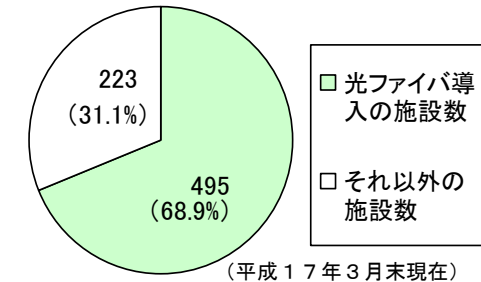
1. ケーブルテレビの幹線光化率

※ 事業者アンケートより

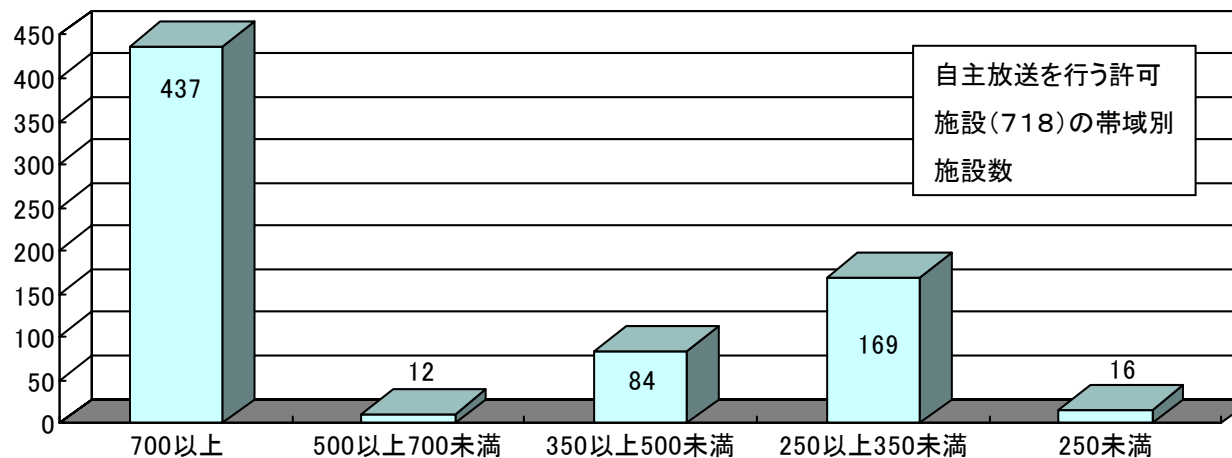
年度	13年度	14年度	15年度	16年度
幹線路 (単位: km)	128,397	145,987	155,866	164,755
光ファイバ	34,338	40,940	45,549	49,601
幹線光化率	26.7%	28.0%	29.2%	30.1%

2. 光ファイバ導入の現状

年度	13年度	14年度	15年度	16年度
光ファイバ導入の施設数	344 (51%)	433 (64%)	494 (67.5%)	495 (68.9%)
それ以外の施設数	332 (49%)	241 (36%)	238 (32.5%)	223 (31.1%)



3. 広帯域化の現状



IV ケーブルテレビ事業者の動向

(3) 事業者連携の進展

ケーブルテレビのMSO化の現状



- MSO (Multiple System Operator) は、複数の地域の有線テレビジョン放送施設を所有・運営する統括運営会社。
- 平成5年の規制緩和により地元事業者要件が廃止されたことを背景として進展。
- 経営管理機能を有するほか、設備や番組の一括調達を行うなど、効率的な経営を行うことを目的とするもの。

◇主なMSOの概要

H18.2現在

	主要株主	ケーブル会社数	最近の動き
(株)ジュピターテレコム 北海道、関東、近畿、九州で事業展開	スミショウ/エルエムアイ・スーパー・メディア・エルエルシー (63%)、ステート ストリート バンク アント トラスト カンパニー (6%)	20社	<ul style="list-style-type: none"> ・H17.12 関西マルチメディア(株)(ISP)の経営権を取得 ・H17.12 さくらケーブルテレビ(株)(東京都墨田区)への経営参画について基本協定書を締結 ・H17.11 六甲アイランドケーブルビジョン(株)(兵庫県神戸市)の経営権を取得 ・H17.10 (株)ケーブルテレビ神戸(兵庫県神戸市)の経営権を取得 ・H17.9 (株)小田急情報サービス(神奈川県川崎市)の全株式を取得
ケーブルウエスト(株) 大阪府で事業展開	松下電器産業 (株)(56%)、(株)廣濟堂 (9%)、(株)ジュピターテレコム (9%)、丸紅(株)(6%)	6社	<ul style="list-style-type: none"> ・H17.10 KDDI(株)と協業で固定電話サービスを開始 ・H16.12 関西ケーブルネット(株)(傘下5社)と大阪セントラルケーブルネットワークが合併して現在の形となる
ジャパンケーブルネット(株) 首都圏を中心に事業展開	ジャパンケーブルネットホールディングス(株)(71%) (※持株会社の主要株主) 富士通(株)(28%)、セコム(株)(26%)、東京電力(23%) (株)、丸紅(23%) (株)	14社	<ul style="list-style-type: none"> ・H18.2 KDDI(株)が、ジャパンケーブルネットホールディングス(株)、ジャパンケーブルネット(株)の株式取得を発表 ・H18.1 マイテレビ(株)(東京都立川市等)の経営権を取得 ・H17.12 KDDI(株)と協業で固定電話サービスを開始 ・H17.4 (株)コアラテレビ(千葉県松戸市)の経営権を取得



地域の複数のケーブルテレビ事業者が、ネットワーク接続して、デジタルヘッドエンドの共同利用やローカルコンテンツの相互活用等を進める動きも活発化。

広域連携

地域において隣接する事業者が、ネットワークを整備し連携

- (例) **富山県** 富山県ケーブルテレビ協議会参加17事業者が、「いきいきネット富山」のネットワークを整備し、デジタルヘッドエンドを共用、番組交換、IP電話事業、県議会生中継を実施
- 三重県** 県内9事業者がCATV網を相互接続することにより、高速大容量のネットワークを整備し、デジタルヘッドエンドの共用・インターネットサービスを実施

県の整備する広域ネットワークを利用した連携

- (例) **佐賀県** NetComさが推進協議会参加10事業者が、県の整備した光ファイバ網を利用し、インターネットサービス、ローカルコンテンツの提供、デジタルヘッドエンドの共用を実施
- 大分県** 「豊の国ハイパーネットワーク」を活用し、デジタルヘッドエンドの共同利用、ローカルコンテンツの提供、IP電話事業を計画

デジタルヘッドエンドの共用・共同事業の展開

- (例) **日本デジタル配信(株)(JDS)**
電鉄会社等が中心となり、デジタルヘッドエンドの共用・デジタルコンテンツの大規模な配信等を実施、関東圏20社
- (株)東海デジタルネットワークセンター(TDNC)**
ケーブルテレビ事業者が中心となり、デジタルヘッドエンド共用、IP電話事業等の共同事業を実施、東海圏18社
- (株)東京デジタルネットワーク(TDN)**
東京・千葉・埼玉の12事業者が、デジタルヘッドエンドの共用、ローカルコンテンツの相互活用、放送機器・番組の共同購入等を実施